

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
会計科長 土橋 祐一

北海道補給処日高弾薬支処におけるオープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要領に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備 考
15	ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	日高弾薬支処	R5. 1. 31	R4. 10. 13	R4. 10. 25 0830まで	R4. 10. 25 0900		
16	ボイラー用燃料地下タンク埋設管等 点検役務	日高弾薬支処	R5. 1. 31	R4. 10. 13	R4. 10. 25 0830まで	R4. 10. 25 0900		
	給油スタンド燃料地下タンク埋設管 等点検役務							

- 4 仕様書の交付場所、契約関連、契約条項を示す場所、問合せ先及び提出先
〒055-2314
北海道沙流郡日高町字千栄75番地
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処 会計科契約班 (担当：吉田)
TEL：01457-6-2241 (内線347)
FAX：01457-6-2241 (内線348)

仕 様 書

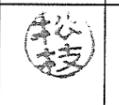
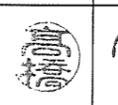
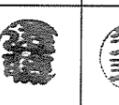
- 1 役 務 名 : ボイラー用燃料地下タンク清掃役務
- 2 役 務 場 所 : 沙流郡日高町字千栄75番地 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
- 3 役 務 概 要 : 地下タンク1基の清掃を行なう。

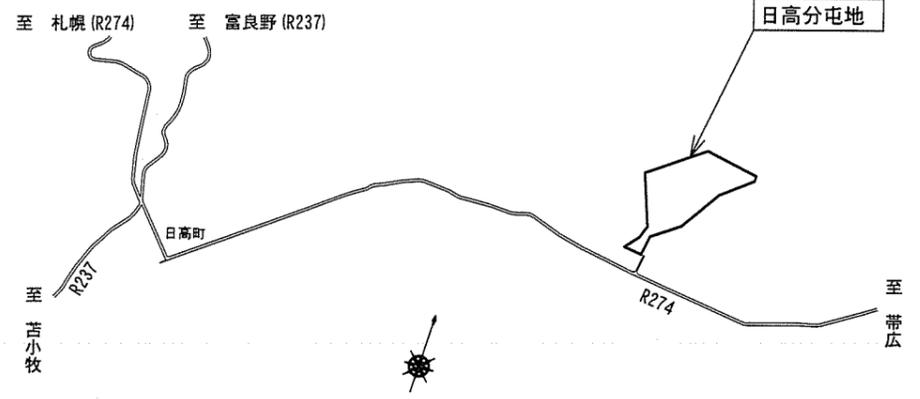
施設名称	製造所等区分	燃 種	容 量	数 量	清掃方式	備 考
ボイラー用 燃料地下タンク	地下タンク貯蔵所	A重油	40KL	1基	内部潜入	

章	項 目	特 記 事 項
一 般 共 通 事 項	1	<p>総 則</p> <p>(1) 適用範囲 本仕様書は、ボイラー用燃料地下タンク清掃役務に適用する。</p> <p>(2) 書類の書式等 本役務に必要な「役務開始届」等書類及び提出する場合の書式（提出部数を含む）は、監督官の指示により作成し、遅滞無く提出する。</p> <p>(3) 図書等の管理 (1) 本仕様書を、役務実施のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。 また、その内容を漏えいしない。</p> <p>(2) 本仕様書は、複写したものを含め役務完了後速やかに返却しなければならない。</p> <p>(4) 疑義に対する協議等 本仕様書に定められた内容に疑義が生じた場合又は本仕様書によることが困難又は不都合が生じた場合は、監督官と協議する。</p> <p>(5) 関係法令等の遵守 役務の実施にあたり、適用を受ける関係法令を遵守し、役務の円滑な進行を図る。</p> <p>(6) 出入門等手続き 部隊内への出入門等に際しては、部隊諸規則等に基づく関係書類の手続きを行うものとする。</p>
	2	<p>役務関係図書</p> <p>(1) 役務実施工程表 役務開始に先立ち、役務実施工程表を作成し監督官の承諾を受ける。</p> <p>(2) 役務写真 役務写真は、着手前、役務中、完了後、隠ぺい部分、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所を撮影し、A-4判に整理の上提出すること。</p>
	3	<p>役務現場管理</p> <p>(1) 作業中の安全確保 環境保全 (1) 役務場所の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり関係法令等に従って行う。 (2) 作業中の安全確保に関しては、関係指針を参考に、常に役務場所の安全に留意し、現場管理を行い施工に伴う災害及び事故防止に努める。 (3) 役務の現場管理に際しては、部隊の諸規則に従うと共に、役務場所以外への立ち入りはしない。 (4) 火気類の使用は、厳禁とし、静電気等に十分注意するとともに、適切な消火設備等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。 (5) 作業中の環境保全に関しては、関係法令等に従い、役務の作業の各段階において各種の影響が生じないように周辺環境の保全に努める。</p> <p>(2) 電気、水 (3) 後片付け 役務に必要な電気及び水は、契約業者の負担とする。 役務の完了に際しては、当該役務に関する部分の後片付け及び清掃を行う。</p>
	4	<p>補償期間</p> <p>本役務完了検査後、1年以内に発生した損傷、機能不良等については、その原因が契約業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、請負者の負担により修復する等補償しなければならない。</p>

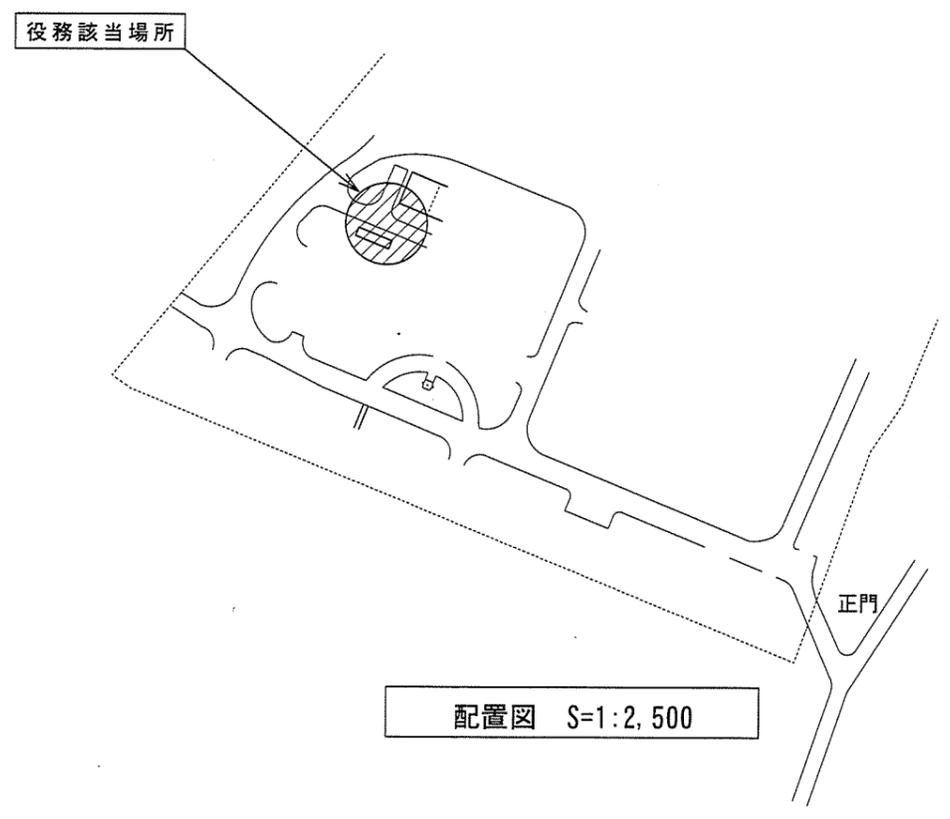
章	項 目	特 記 事 項
2 清 掃 及 び 点 検	1	<p>本役務の作業手順は、地下タンク清掃を実施する。</p> <p>清掃は、タンク内部潜入方式による清掃とする。</p> <p>(1) 清掃に先立ち、地下タンク貯蔵油の検量を行なう。</p> <p>(2) マンホールの蓋を開放する。</p> <p>(3) 保有残油（使用可能油）は、地下タンクから抜き取り、タンクローリー等に保管するものとし、清掃完了後、地下タンクに還元するものとする。</p> <p>(4) 保有残油の抜き取り量は、概ね10KLを見込むものとする。</p> <p>(1) 保有残油（使用可能油）抜き取り後、タンク底部のスラッジ等の引き抜きを行なう。</p> <p>(2) タンク内部の換気を十分に行うと共に、酸素濃度測定等により安全を確認後、タンク内部に潜入するものとする。</p> <p>(3) 引抜き不能スラッジ等及び内部全面のスケール、錆等については、溶解又は剥離除去し排出する。</p> <p>(4) タンク内部全面を洗浄清掃し、水切り及びウエス等により完全に水分を除去するものとする。</p> <p>(5) 清掃作業終了後、マンホールの蓋を密閉する。</p> <p>油の抜き取り等清掃作業に際しては、漏洩及び火災事故の防止に努めるとともに、抜き取った油については、安全な場所及び方法で保管するものとする。</p>
	2	
	(1) 清掃方法 (2) 貯蔵油の抜き取り等	
(3) 内部潜入清掃		
	(4) 安全対策	
	3	<p>その他</p> <p>(1) 使用資器材等 (1) 役務に必要な資器材等は契約業者の負担とする。 (2) 使用する機器及び工具等は、安全性を有するものとし、使用にあたり監督官の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理 清掃に伴い発生した廃棄物は、すべて構外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令等に従い適切に処理し、マニフェストの写しを監督官に提出する。</p>

役務関係者以外不許複製

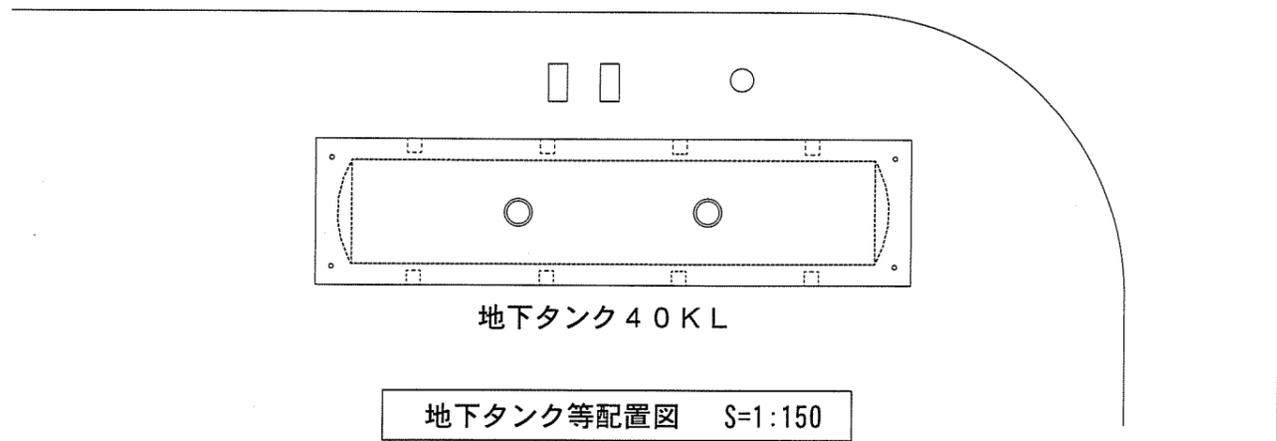
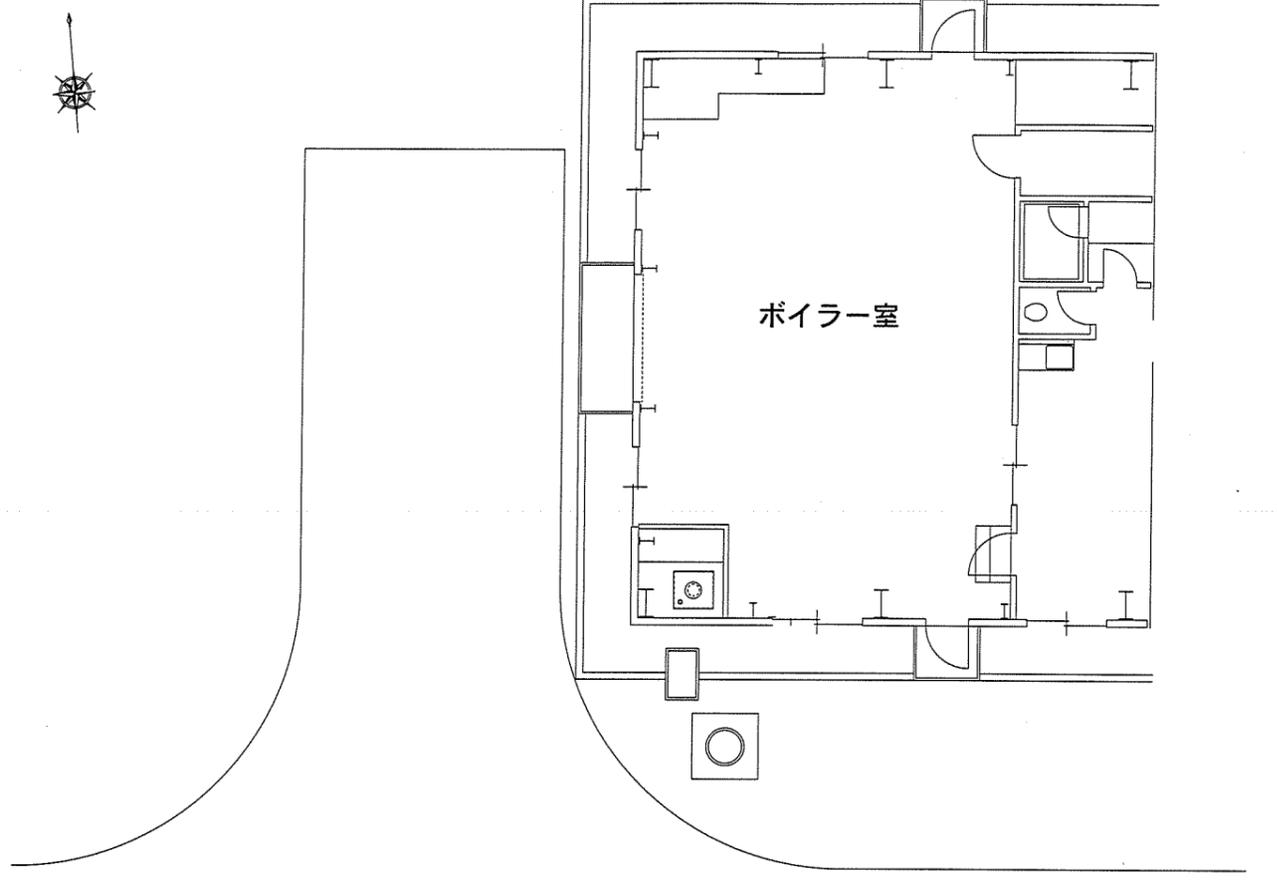
役務図面	ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	図面番号	1 / 4
図面名称	仕様書	縮 尺	
支 処 長	総 務 科 長	水 行 係 長	営 繕 係 長
電 気 係			
			
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処		令和 4 年 10 月 6 日	



案内図 S=1:100,000



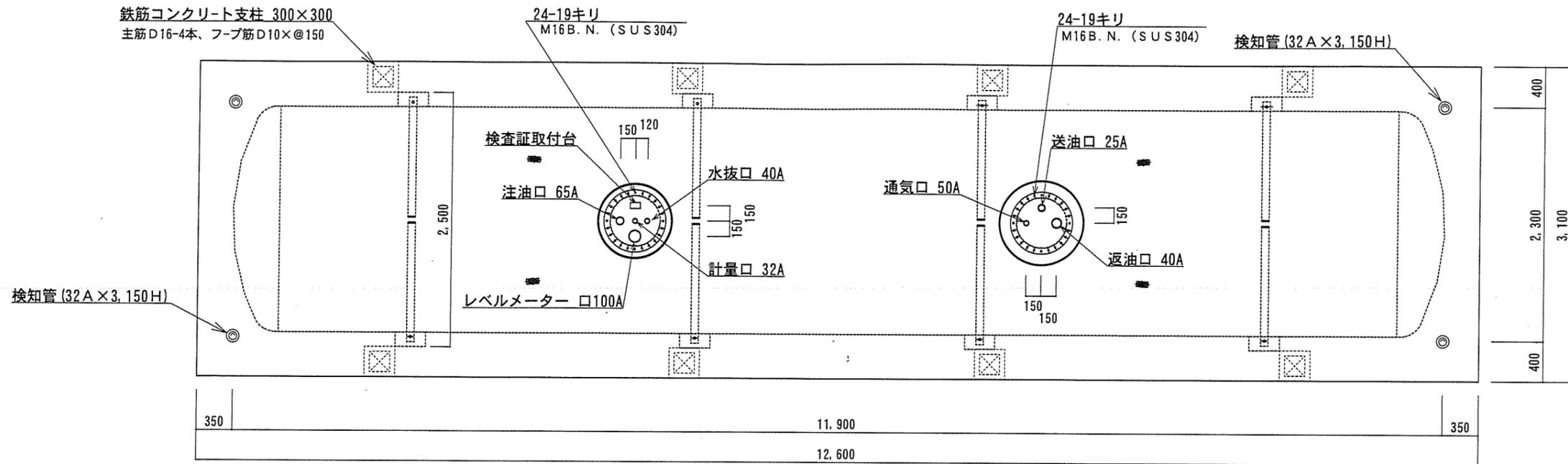
配置図 S=1:2,500



地下タンク等配置図 S=1:150

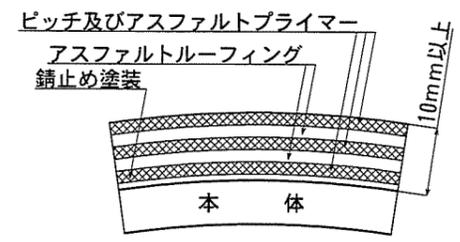
役務関係者以外不許複製

役務図面	ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	図面番号	2 / 4
図面名称	案内図、配置図、地下タンク配置図	縮尺	1/100,000 1/2,500 1/150
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処		令和	4年10月6日



地下タンク平面図 S = 1 : 50

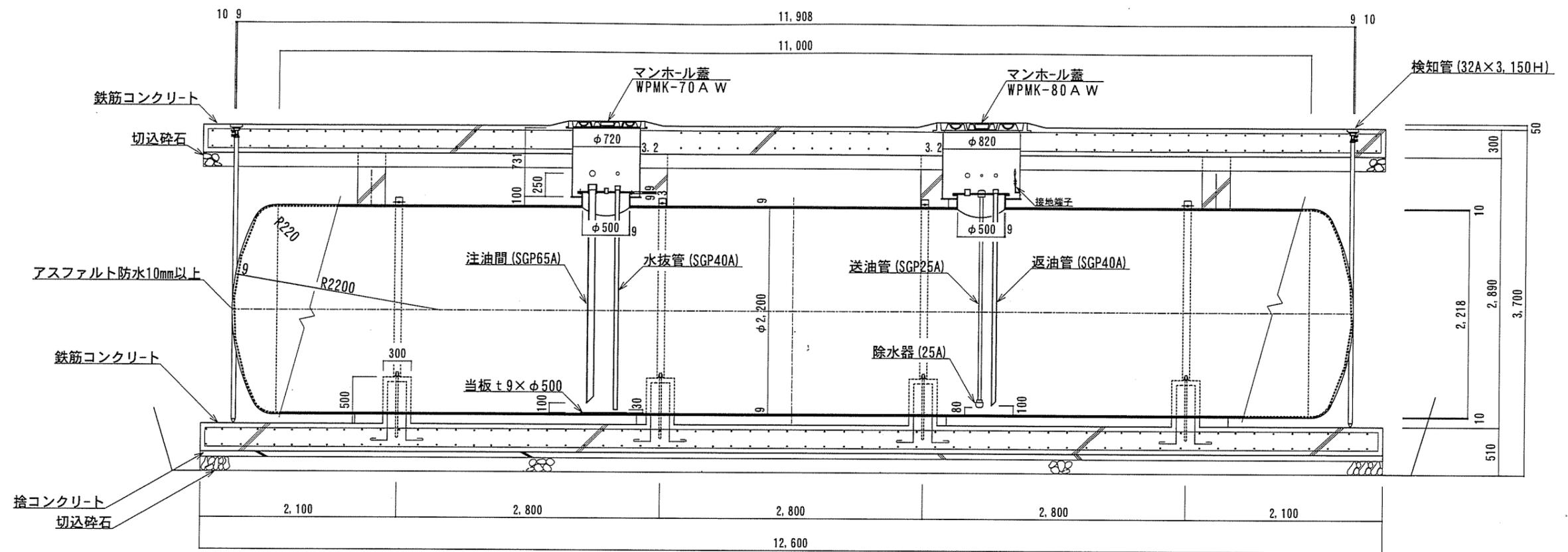
外郭式地下オイルタンク	
形状	φ2,200×11,054L
板厚	鋼板、鏡板共t9 (SS400)
マンホール	φ500×150H×t9
	φ500×150H×t9
プロテクター	φ720×731×t3.2
	φ820×706×t3.2
検知管	32A×3000H~4本
固定バンド	FB9×75~4Set
アンカーボルト	M20×700L~8本
塗装	外部：シアナミド鉛錆止ベイント2回塗り (JIS K 5625)
製作数	1基
製品重量	7,800Kg
規格	危険物
申請容量	40,000リットル
類別	第4類第3石油類 (A重油)
容量計算	$V = \pi/4 \times 2.2 \times (11.054 + 2 \times 0.427 / 3) = 43.102m^3$
空間容量	$\{ (43.102 - 40) / 43.102 \} \times 100 = 7.20\%$



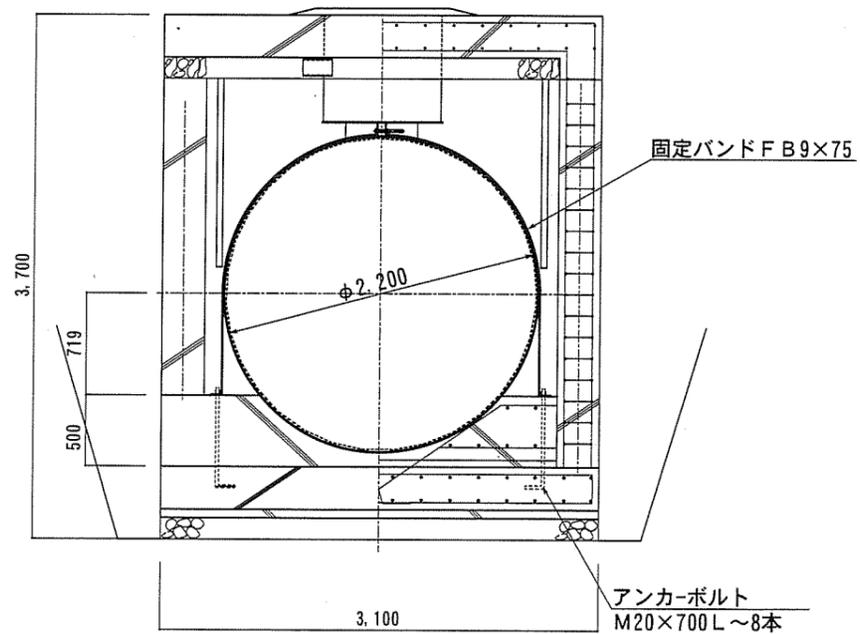
タンク保護詳細図

役務関係者以外不許複製

役務図面	ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	図面番号	3 / 4
図面名称	地下タンク平面図、タンク保護詳細図	縮尺	1/50
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処 令和 4 年 10 月 6 日			



地下タンク詳細図 S = 1:50



役務関係者以外不許複製

役務図面	ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	図面番号	4 / 4
図面名称	地下タンク詳細図	縮尺	1/50
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処 令和 4 年 10 月 6 日			

仕様書

- 1 役務件名： ボイラー用燃料地下タンク埋設管等点検役務
- 2 役務場所： 北海道沙流郡日高町字千栄75番地 陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処
- 3 役務概要： ボイラー用燃料地下タンク（A重油40KL×1基）及びボイラー室に至る地下埋設配管の漏洩点検を行う。
 (1) 地下タンク本体及び地下埋設管の気相部に係る点検
 (2) 地下タンク本体の液相部に係る点検

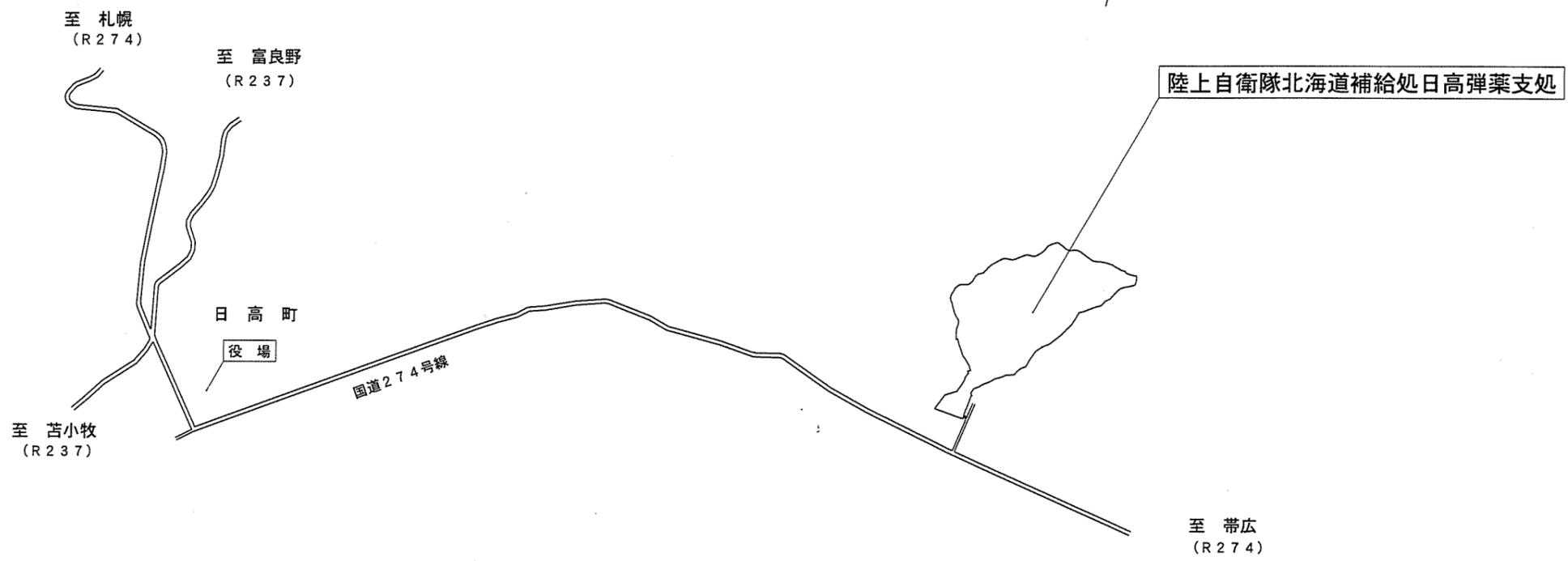
章	項目	内容
2 漏洩 点 検		(2) タンク及び末端を閉鎖した配管内に、窒素ガスを封入することにより加圧し、所定の試験圧力で加圧状態を維持し、一定時間内の圧力変動を圧力で計算することにより漏洩の有無を確認する気密試験を行うものとする。 (3) 点検対象の配管内を空にし、末端（開口部）を加圧状態に十分耐えうる方法で閉鎖し、下記の計測機器を取付ける。 ア 圧力計： 最小目盛0.01kPaを読み取り、記録出来る精度のもの。 イ 温度計： 試験圧力に十分耐え得るもので、最小目盛1℃以下の表示形式又は記録式のもの。 ウ 加圧装置： 加圧時の最大圧力が3kPa以下となるよう調整されたものを使用すること。 エ 使用ガス： 窒素ガスを加圧媒体とする。 オ 加圧方式： 圧力計を監視しながら加圧装置により窒素ガスを徐々に封入し、試験圧（2kPa）まで加圧した状態で30分以上の圧力変化を計測する。又配管内の温度、試験前後の気温及びその気象変化を記録する。
	(2) 判定方法	加圧中に、露出している配管継手部等に石けん液等を塗布し、漏洩の有無を目視により確認するほか加圧後15分間の静置時間をおいて、その後の15分以上を試験対象時間とする。なお容量10KLで除した値を15分間に乗じた時間（端数が出た場合には、分単位で切り下げ）を試験対象時間とし、この時間内の圧力降下が試験圧の2%以内の場合を「異常なし」とする。
	(3) 安全対策	(1) 加圧装置不調時に3kPa以上の圧力が加わらないよう安全装置を設けること。 (2) 配管内が空であることを確認してから加圧を開始する。 (3) 試験中は常時圧力を監視し、加圧装置から離れないこと。 (4) 閉鎖部の止め板等は、圧力指示度がゼロであることを確認してから開放する。
	3 液相部点検方法・機器	(1) 地下タンクの液相部の点検に摘要する。 (2) 液相部の点検は、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条第1項第5号の「その他の方法」として、財団法人「全国危険物安全協会」が性能評価した方法・機器により行うこと。
4 留意事項	(1) 性能評価書 (2) 点検方法等 (3) 検知精度	
		(1) 点検実施に際し、使用する方法・機器が財団法人「全国危険物安全協会」の定められた精度を有すると性能評価した「性能評価書」等の写しを予め提出の上、監督官の承諾を受けるものとする。 点検方法、判定方法等については、前項の「全国危険物安全協会」が性能評価した方法、機器の内容仕様書によるものとする。 (1) 漏洩点検器材は直径0.3mmの孔からの漏れが検知できる精度を有すること。 (2) 上記検知精度を証明し得る器材に係る資料の写しを予め提出の上、監督官の承諾を得ること。
		(1) 気象の激しい時は、試験を実施しない。 (2) 圧力は必ずゼロの状態から記録を開始し、加圧状態全体を把握する。

章	項目	内容
1 一 般 共 通 事 項	1 適用範囲	本仕様書は「ボイラー用燃料地下タンク埋設管等点検役務」に関し、必要な事項を規定する。
	2 疑義	本役務実施上不都合な点、又は、仕様書の内容に疑義のある場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
	3 軽微な変更	現場の収まり状況により、軽微な変更の必要が生じた時は、監督官と調整し、その指示により、実施する。ただし請負金額等の変更はしない。
	4 官公署その他への手続き等	本役務実施のために必要な関係官公署その他に対する諸手続き等は、原則として請負者にて遅滞なく処理する。ただし、これらの手続きに要する費用は全て請負者の負担とする。
	5 関係法令等の遵守	請負業者は本仕様書による他、関係法令及び条例等を遵守し、必要な手続きは請負業者が代行し費用を負担するものとする。
	6 業者技能	請負業者は関係法令の定めるところによる資格及び技能を保持すると共に、本役務を確実に遂行できる能力、機材等を有すること。
	7 実施工程表	役務着手に先立ち、工程表を提出の上、監督官の承認を受けること。
	8 現場管理	(1) 現場は常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (2) 出入口及び危険性のある場所には、危険標示を行い事故防止に努める。 (3) 現場及び許可された場所以外へは無断立入等は、厳禁とする。 (4) その他、部隊側の規則、指示に従い作業を行う。 (5) 役務関係車両の通行の安全については、請負者の責任において十分管理する。
	9 発生材の処理等	本役務により廃棄物が発生した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係諸法規に基づき適正に処理し、関係書類の写しを監督官に提出する。
	10 役務写真	役務写真は、着手前、役務中、完了後、隠ぺい部分、役務の主要な段階及び監督下の指示する場所を撮影し、A-4判に整理の上提出すること。
	11 安全管理	請負業者は本役務実施にあたり、防火危害予防等の安全管理に合法かつ万全を期すものとする。
	12 補償	本役務完了後3ヶ月以内に発生した故障、機能不良等について、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は修復、補償するものとする。 又、本役務中に発生した事故等で官側に損傷を与えた場合は請負者の責任に於いて、直ちに現状に復旧し、又は補償するものとする。
	13 役務完了報告書提出	本役務作業完了後、消防法第14条の3の2項に基づき点検記録簿等を含む報告書を提出するものとし、本報告書の受領、内容確認を以て役務完了とする。

2 漏洩 点 検	1 根拠法令等	本役務は、平成16年4月1日施行の点検基準改正法令（下記条項）等に基づき実施する。 (1) 危険物の規則に関する規則第62条の5の2 (2) 危険物の規則に関する規則第62条の5の3 (3) 危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第71条、第71条の2
	2 気相部点検 (1) 微加圧試験	(1) 地下タンク及び地下埋設配管の気相部の点検に摘要する。

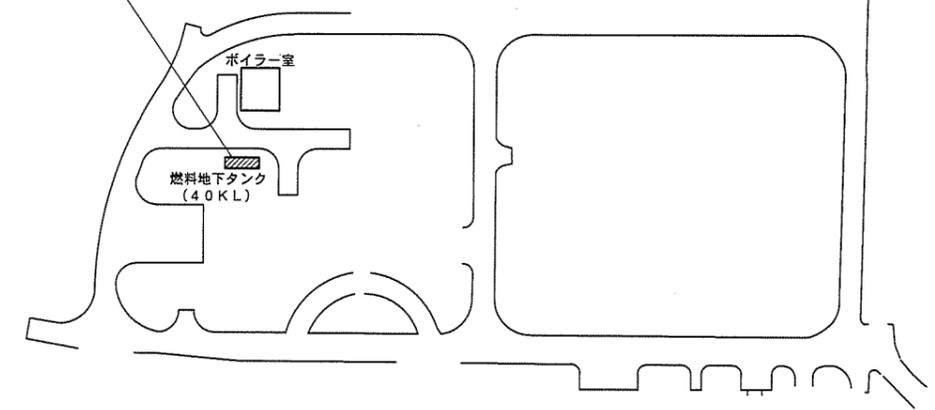
役務関係者以外不許複製

役務件名	ボイラー用燃料地下タンク埋設管等点検役務				図面番号	1 / 4
図面名称	仕様書				縮 尺	
支 処 長	総務科長	事務係長	営繕係長	電気係	係	
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処				令和 4 年 10 月 6 日		



案内図 S=1:50,000

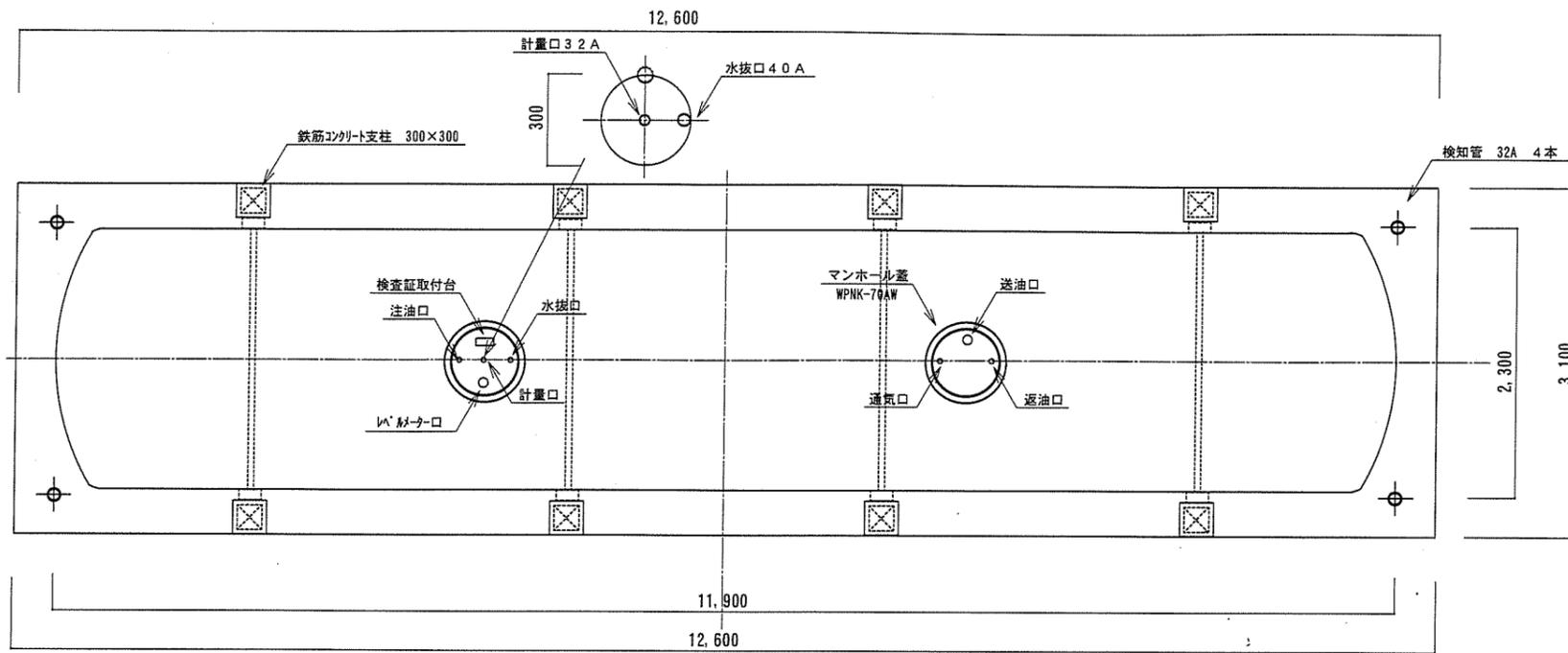
施工場所



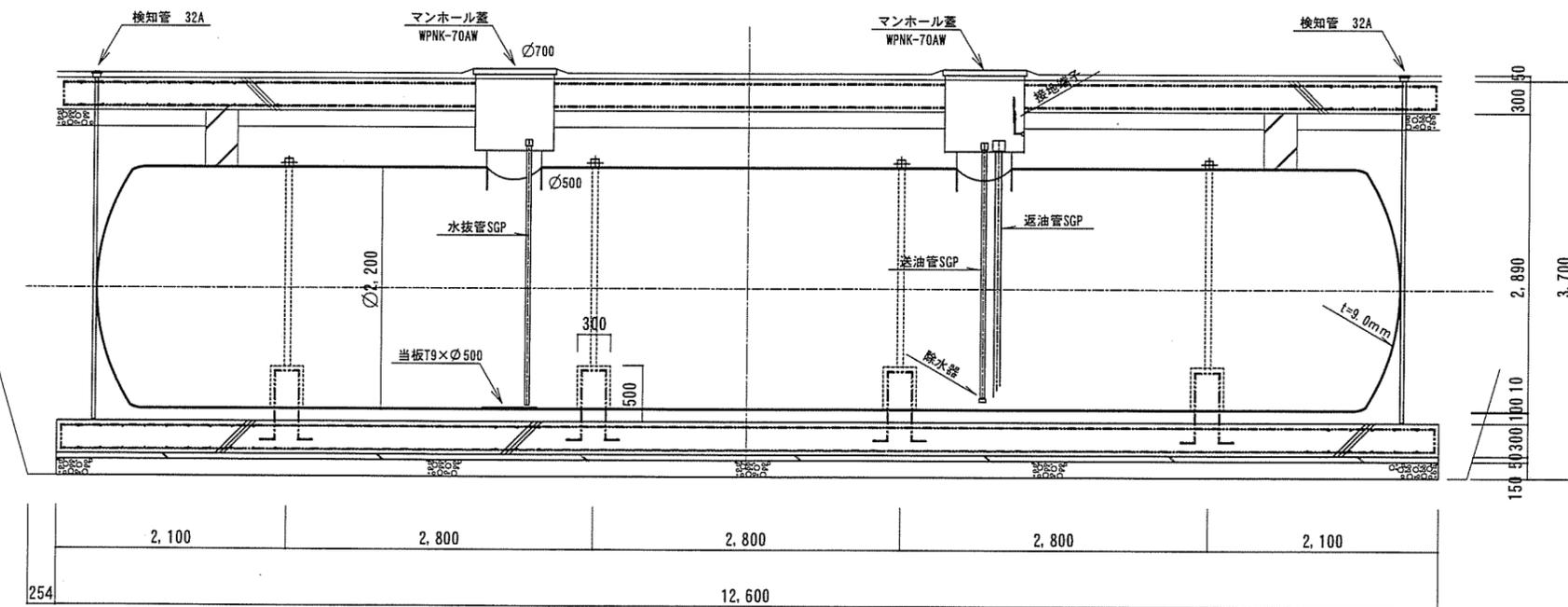
配置図 S=1:2,000

役務関係者以外不許複製

役務件名	ボイラー用燃料地下タンク 埋設管等点検役務	図面番号	2 / 4
図面名称	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処		令和 4 年 10 月 6 日	



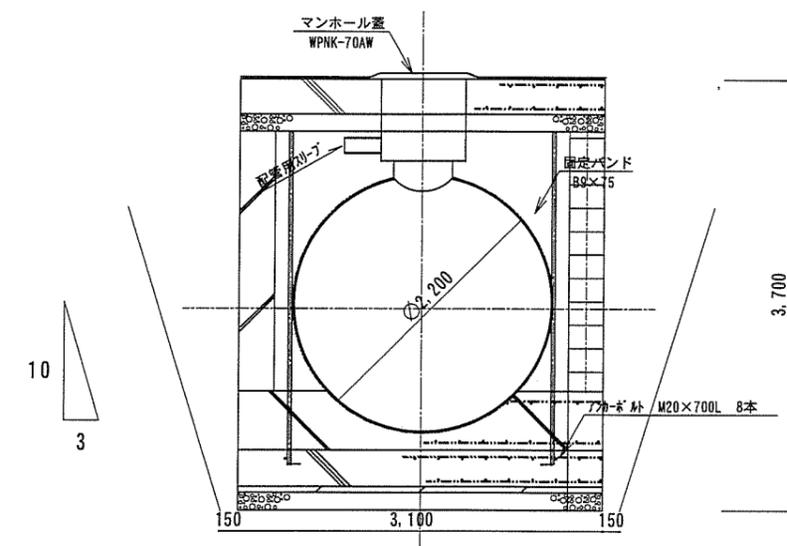
地下タンク平面図 S = 1 : 6 0



地下タンク横断面図 S = 1 : 6 0

地下タンク諸元仕様表	
品名	地下埋設オイルタンク (TOU-1)
形状	φ2200×1105 4L
マンホール	φ500×150H×t9 φ500×150H×t9
プロテクター	φ720×t3.2 φ820×t3.2
検地管	32A×3000H-4本
固定バンド	FB9×75-4SET
アンカーボルト	M20×700L-8本
塗装	外部錆止め
製作数	1基
製品重量	7800Kg
規格	危険物
申請容量	40,000リットル
類別	第4類第3石油類 (A重油)
容量計算	$V = \pi / 4 \times 2.2 \times (11.054 + 2 \times 0.427 / 3) = 43.120 \text{ m}^3$
空間容量	$\{ (43.102 - 40) / 43.102 \} \times 100 = 7.20\%$

完成月日	平成12年12月12日
------	-------------



地下タンク縦断面図 S = 1 : 6 0

役務関係者以外不許複製

役務件名	ボイラー用燃料地下タンク 埋設管等点検役務	図面番号	4 / 4
図面名称	平面図、断面図	縮尺	示
陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処		令和	4年10月6日

仕 様 書

- 1 役 務 件 名 : 給油スタンド燃料地下タンク埋設管等点検役務
 2 役 務 場 所 : 北海道沙流郡日高町字千栄 7 5 番地 陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処
 3 役 務 概 要 : 給油スタンド用地下タンク(軽油 8 k l 及びガソリン 2 k l) 1 基及び地下埋設配管の漏洩点検を行う。
 (1) 地下タンク本体及び地下埋設管の気相部に係る点検
 (2) 地下タンク本体の液相部に係る点検

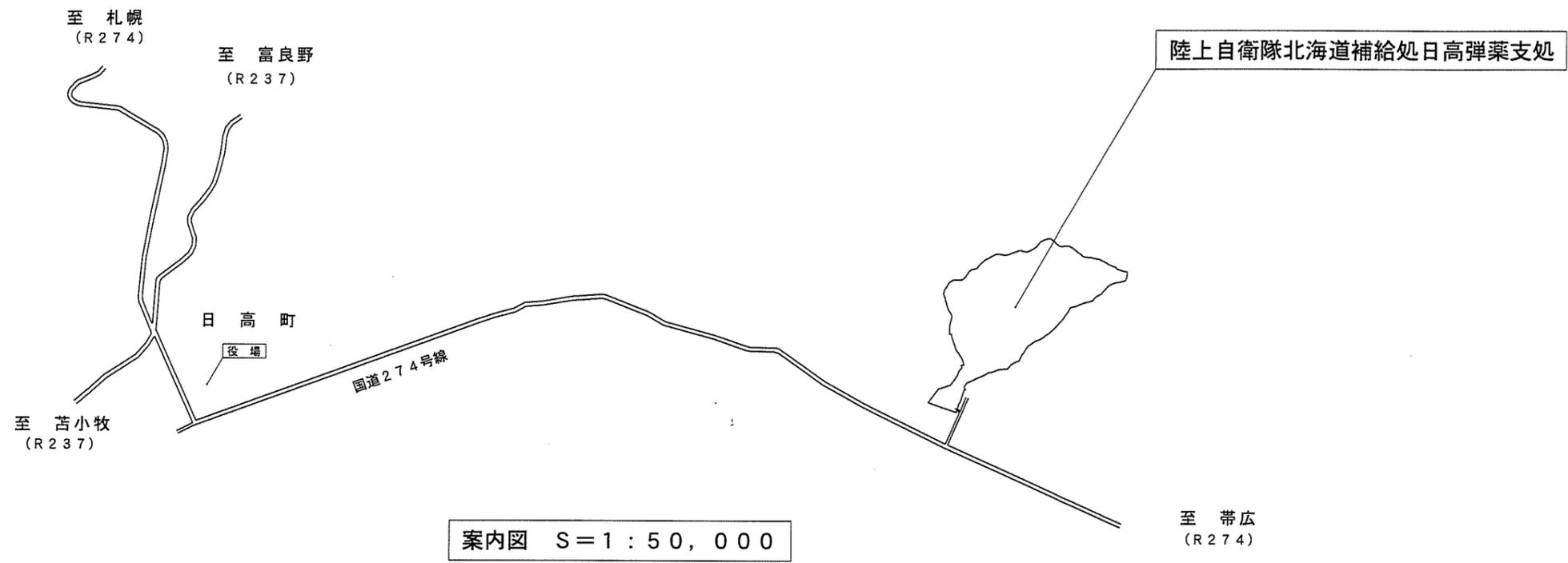
章	項 目	内 容
2 漏 洩 点 検		(2) タンク及び末端を閉鎖した配管内に、窒素ガスを封入することにより加圧し、所定の試験圧力で加圧状態を維持し、一定時間内の圧力変動を圧力で計算することにより漏洩の有無を確認する気密試験を行うものとする。 (3) 点検対象の配管内を空にし、末端(開口部)を加圧状態に十分耐えうる方法で閉鎖し、下記の計測機器を取付ける。 ア 圧 力 計 : 最小目盛 0. 0 1 KPa を読み取り記録出来る精度のもの。 イ 温 度 計 : 試験圧力に十分耐え得るもので、最小目盛 1℃ 以下の表示形式又は記録式のもの。 ウ 加圧装置 : 加圧時の最大圧力が 3 KPa 以下となるよう調整されたものを使用すること。 エ 使用ガス : 窒素ガスを加圧媒体とする。 オ 加圧方式 : 圧力計を監視しながら加圧装置により窒素ガスを徐々に封入し、試験圧(2 KPa)まで加圧した状態で 3 0 分以上の圧力変化を計測する。又配管内の温度、試験前後の気温及びその気象変化を記録する。
	(2) 判定方法	加圧中に、露出している配管継手部等に石けん液等を塗布し、漏洩の有無を目視により確認するほか、加圧後 1 5 分間の静置時間において、その後の 1 5 分間以上を試験対象時間とする。なお容量 1 0 k l で除した値を 1 5 分間に乗じた時間(端数が出た場合には、分単位で切り下げ)を試験対象時間とし、この時間内の圧力降下が試験圧の 2 % 以内の場合を「異常なし」とする。
	(3) 安全対策	(1) 加圧装置不調時に 3 KPa 以上の圧力が加わらないよう安全装置を設けること。 (2) 配管内が空であることを確認してから加圧を開始する。 (3) 試験中は常時圧力を監視し、加圧装置から離れないこと。 (4) 閉鎖部の止め板等は、圧力指示度がゼロであることを確認してから開放する。
	3 液相部点検方法・機器	(1) 地下タンクの液相部の点検に摘要する。 (2) 液相部の点検は危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第 7 1 条第 1 項第 5 号の「その他の方法」として財団法人「全国危険物安全協会」が性能評価した方法・機器により行うこと。
	(1) 性能評価書	点検実施に際し、使用する方法・機器が財団法人「全国危険物安全協会」の定められた制度を有すると性能評価した「性能評価書」等の写しを予め提出の上、監督官の承諾を受けるものとする。
	(2) 点検方法等	点検方法、判定方法等については、前項の「全国危険物安全協会」が性能評価した方法、機器の内容仕様書によるものとする。
	(3) 検知精度	(1) 漏洩点検器材は直径 0. 3 mm の孔からの漏れが検知できる精度を有すること。 (2) 上記検知精度を証明し得る器材に係る資料の写しを予め提出の上、監督官の承諾を得ること。
	4 留意事項	(1) 気象の激しい時は、試験を実施しない。 (2) 圧力は必ずゼロの状態から記録を開始し、加圧状態全体を把握する。

章	項 目	内 容
1 一 般 共 通 事 項	1 適用範囲	本仕様書は「給油スタンド燃料地下タンク埋設管等点検役務」に関し必要な事項を規定する。
	2 疑義	本役務実施上不都合な点、又は、仕様書の内容に疑義のある場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
	3 軽微な変更	現場の収まり状況により、軽微な変更の必要が生じた時は、監督官と調整し、その指示により実施する。ただし請負金額等の変更はしない。
	4 官公署その他への手続き等	本役務実施のために必要な関係官公署その他に対する諸手続き等は、原則として請負者にて遅滞なく処理する。ただし、これらの手続きに要する費用は全て請負者の負担とする。
	5 関係法令等の遵守	請負業者は本仕様書による他、関係法令及び条例等を遵守し、必要な手続きは請負業者が代行し費用を負担するものとする。
	6 業者技能	請負業者は関係法令の定めるところによる資格及び技能を保持すると共に、本役務を確実に遂行できる能力、機材等を有すること。
	7 実施工程表	役務着手に先立ち、工程表を提出の上監督官の承認を受けること。
	8 現場管理	(1) 現場は常に諸材料、その他の整理及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (2) 出入口及び危険性のある場所には、危険標示を行い事故防止に努める。 (3) 現場及び許可された場所以外へは無断立入等は、厳禁とする。 (4) その他、部隊側の規則、指示に従い作業を行う。 (5) 役務関係車両の通行の安全については、請負者の責任において十分管理する。
	9 発生材の処理等	本役務により廃棄物が発生した場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関係諸法規に基づき適正に処理し、関係書類の写しを監督官に提出する。
	10 役務写真	役務写真は、着手前、役務中、完了後、隠ぺい部分、役務の主要な段階及び監督官の指示する場所を撮影し、A-4 判に整理の上提出すること。
	11 安全管理	請負業者は本役務実施にあたり、防火危害予防等の安全管理に合法かつ万全を期すものとする。
	12 補償	本役務完了後 3 ヶ月以内に発生した故障、機能不良等について、その原因が請負業者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は修復、補償するものとする。 又、本役務中に発生した事故等で官側に損傷を与えた場合は請負者の責任に於いて、直ちに現状に復し、又は補償するものとする。
	13 役務完了報告書提出	本役務作業完了後、消防法第 1 4 条の 3 の 2 項に基づき点検記録簿等を含む報告書を提出するものとし、本報告書の受領、内容確認を以て役務完了とする。

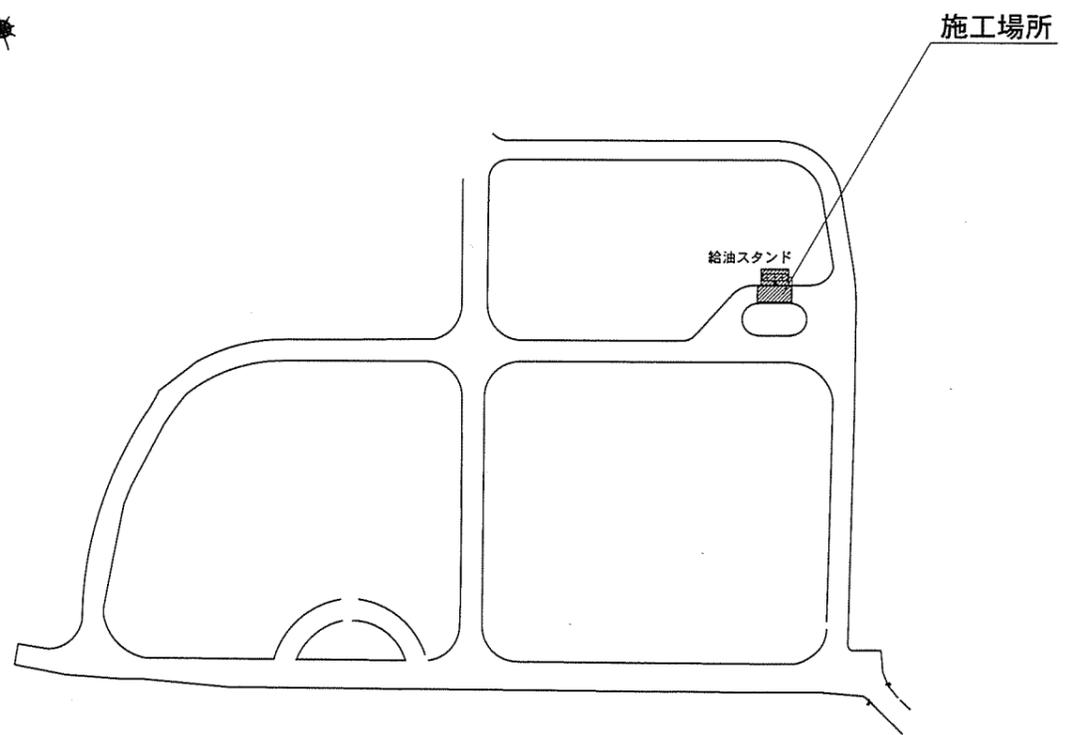
役務関係者以外不許複製

役務件名	給油スタンド燃料地下タンク埋設管等点検役務					図面番号	1 / 4
図面名称	仕様書					縮 尺	
支 処 長	総務科長	管理班長	執行係長	営繕係長	電気係	係	
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処						令和 4 年 10 月 6 日	

2 漏 洩 点 検	1 根拠法令等	本役務は、平成 1 6 年 4 月 1 日施行の点検基準改正法令(下記条項)等に基づき実施する。 ア 危険物の規則に関する規則第 6 2 条の 5 の 2 イ 危険物の規則に関する規則第 6 2 条の 5 の 3 ウ 危険物の規則に関する技術上の基準の細目を定める告示第 7 1 条、第 7 1 条の 2
	2 気相部点検 (1) 微加圧試験	(1) 地下タンク及び地下埋設配管の気相部の点検に摘要する。



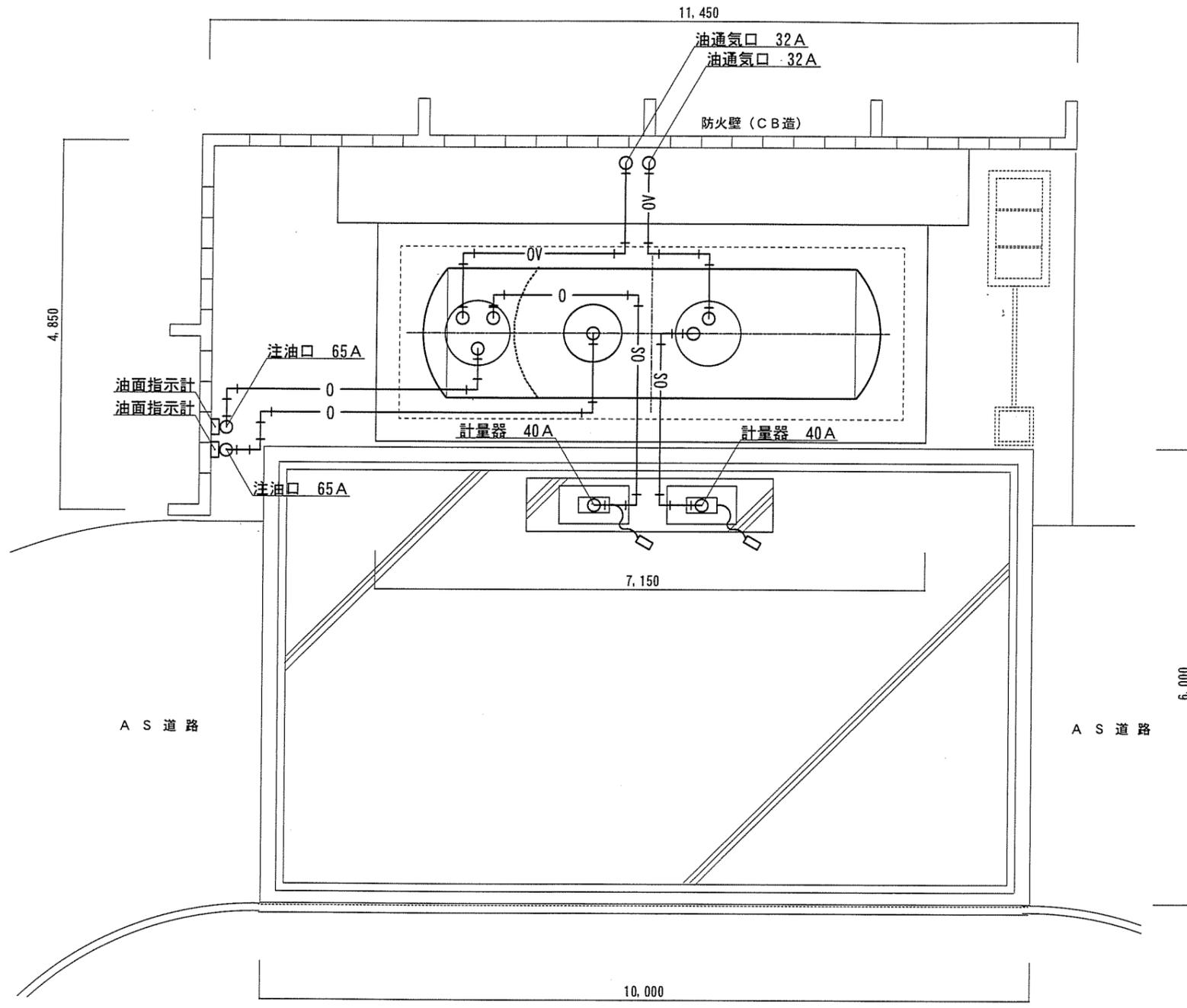
案内図 S=1:50,000



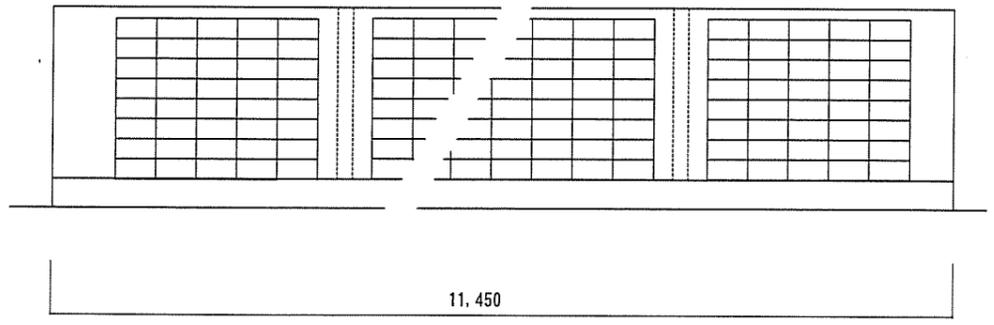
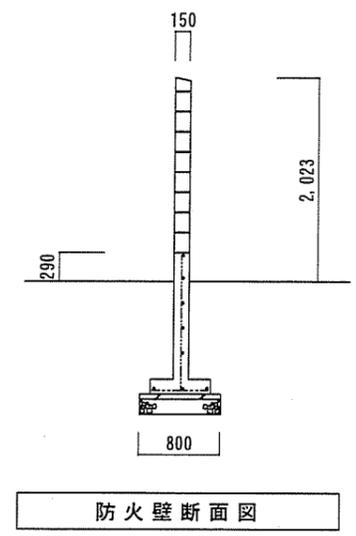
配置図 S=1:2,000

役務関係者以外不許複製

役務件名	給油スタンド燃料地下タンク 埋設管等点検役務	図面番号	2 / 4
図面名称	案内図、配置図	縮尺	図示
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処 令和 4 年 10 月 6 日			



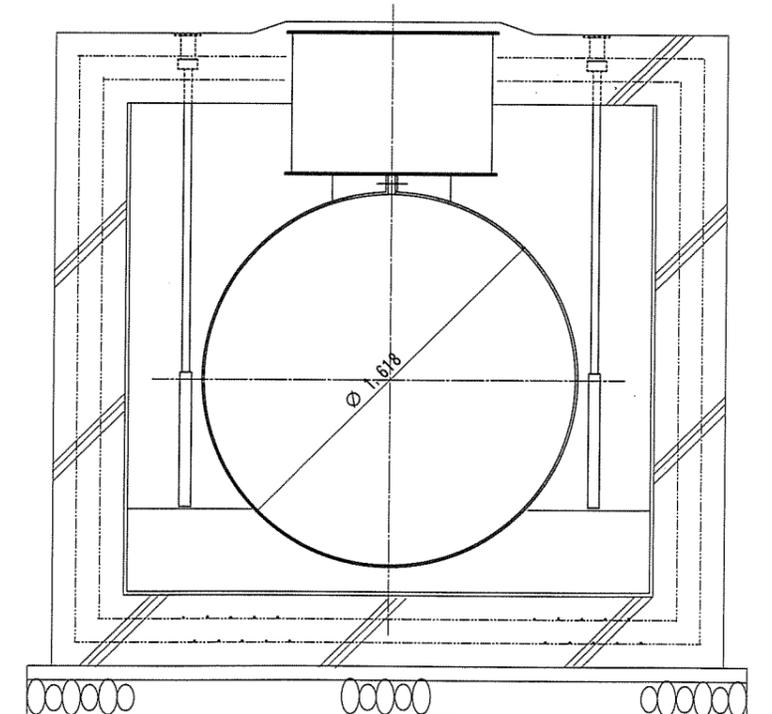
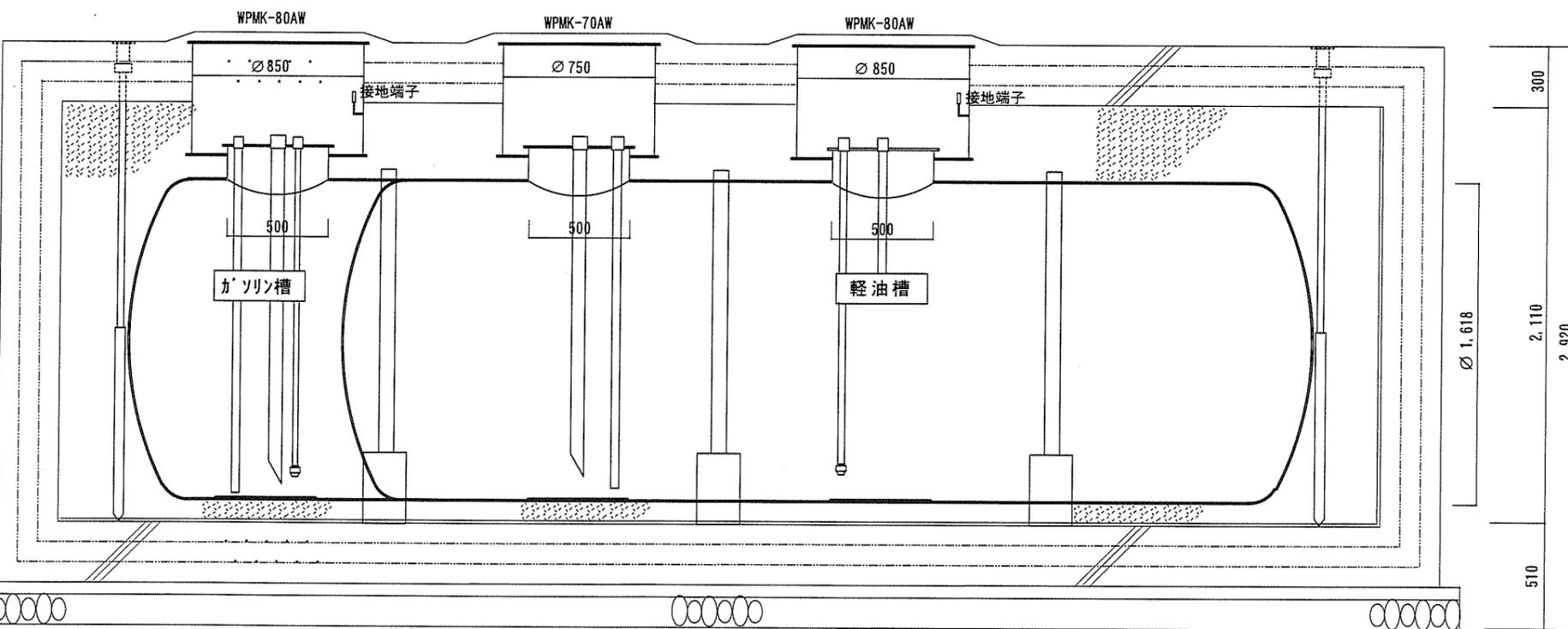
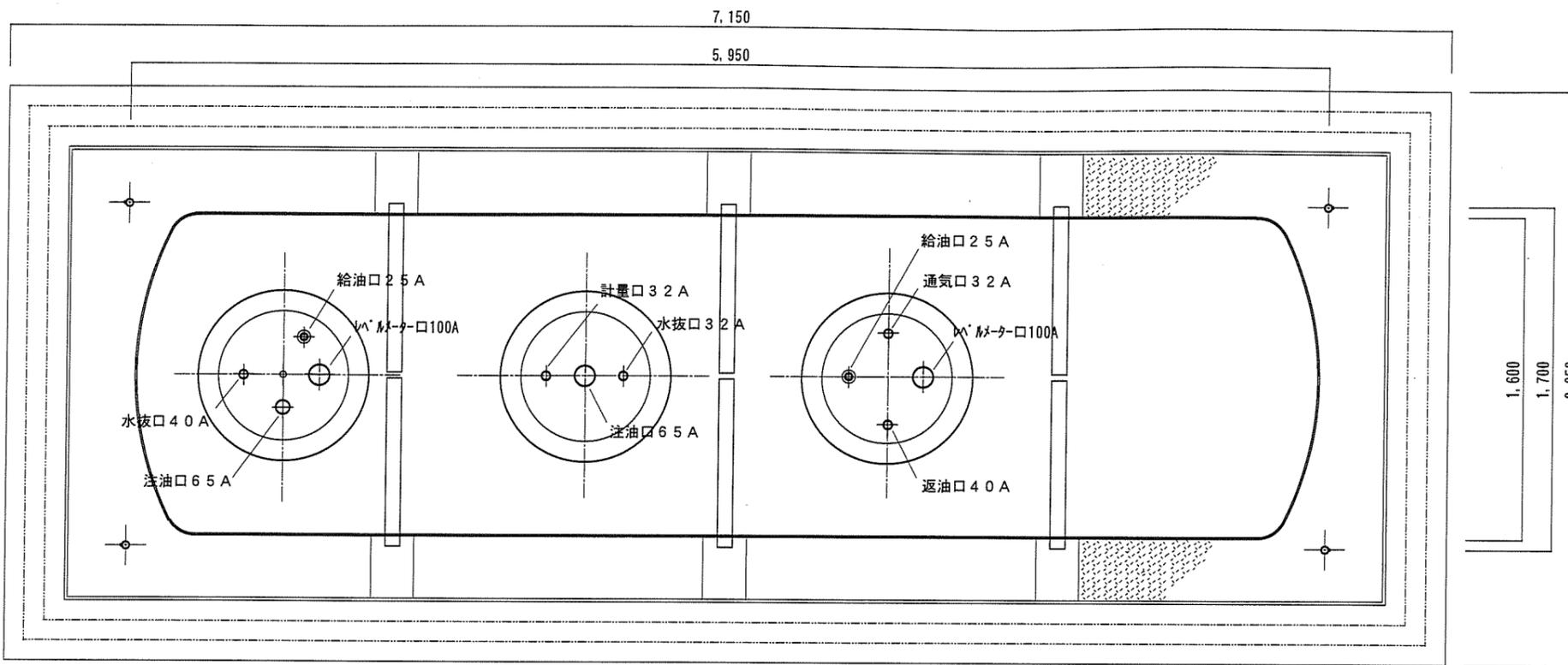
給油スタンド平面図 S=1:70



防火壁詳細図 S=1:70

役務関係者以外不許複製

役務件名	給油スタンド燃料地下タンク 埋設管等点検役務	図面番号	3/4
図面名称	平面図、詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処		令和 4 年 10 月 6 日	



給油スタンド用地下タンク諸元仕様表

二槽式地下埋設オイルタンク	
形状	∅1600×5240L (胴板5200L) (∅1600×1070L) + (∅1600×4170L)
材質	SS400
板厚	胴板9t鏡板9t中仕切板(皿板板) : 9t
内面	3種ケレン後油抜き
外面	鉛丹錆止 (JISK5622) 塗装後777防水
申請容量・内容物	ガソリン~2000l (第4類第1石油類)
	軽油~8000l (第4類第2石油類)

完成月日	平成13年11月
------	----------

給油スタンド燃料地下タンク詳細図 S=1:30

役務関係者以外不許複製

役務件名	給油スタンド燃料地下タンク 埋設管等点検役務	図面番号	4/4
図面名称	詳細図	縮尺	図示
陸上自衛隊 北海道補給処 日高弾薬支処		令和	4年10月6日

見 積 書

件名リスト一連番号	15
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単位	数量	単価	金額
ボイラー用燃料地下タンク清掃役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入（履行） 場 所	北海道補給処日高弾薬支処	納 期 (履行期限)			R5. 1. 31
契約保証金	(免除)	入札（見積）書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処

会 計 科 長 土 橋 祐 一 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。

見 積 書

件名リスト一連番号	16
-----------	----

見積金額¥

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単位	数量	単価	金額
ボイラー用燃料地下タンク埋設管等点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
給油スタンド燃料地下タンク埋設管等点検役務	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入(履行) 場 所	北海道補給処日高弾薬支処	納 期 (履行期限)			R5. 1. 31
契約保証金	(免除)	入札(見積)書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積りいたします。また、当社は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処

会 計 科 長 土 橋 祐 一 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名

(注) 押印を省略する場合には、担当者名及び連絡先を記載すること。